

大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○大津市自転車駐車場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年12月24日 条例第37号</p> <p>附 則（平成31年3月25日条例第21号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 （大津市自転車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第13条 第12条の規定による改正後の大津市自転車駐車場条例（次項において「新条例」という。）別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る駐車料金について適用する。</p> <p>2 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあっては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p>	<p>○大津市自転車駐車場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年12月24日 条例第37号</p> <p>附 則（平成31年3月25日条例第21号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 （大津市自転車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第13条 第12条の規定による改正後の大津市自転車駐車場条例（次項において「新条例」という。）別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る駐車料金について適用する。</p> <p>2 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあっては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の大津市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る駐車料金について適用する。</p>

別表（第4条関係）

（平9条例16・平19条例53・平25条例59・平26条例22・平31条例21・一部改正）

種別	区分 一時駐車 料金（1日 1回につ き）	定期駐車料金			
		1か月		3か月	
		学生	一般	学生	一般
自転車	110円	1,100円	1,570円	3,140円	4,400円
原動機付自転車	220円	2,480円		7,040円	
大型自動二輪車及び普通自動二輪車	270円	3,110円		8,800円	

備考

この表中、「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校又はこれらに準ずる教育施設として市長が認めるものに通学している者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

3 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあつては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

（平9条例16・平19条例53・平25条例59・平26条例22・平31条例21・一部改正）

種別	区分 一時駐車 料金（1日 1回につ き）	定期駐車料金			
		1か月		3か月	
		学生	一般	学生	一般
自転車	130円	1,360円	1,950円	4,080円	5,850円
原動機付自転車	240円	3,600円		10,800円	
大型自動二輪車及び普通自動二輪車	290円	4,350円		13,050円	

備考

この表中、「学生」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校又はこれらに準ずる教育施設として市長が認めるものに通学している者を、「一般」とは学生以外の者をいう。